

第8期(令和3～5年度)介護保険事業計画が始まりました

武蔵野市の介護保険

●介護保険料を据え置きました●

介護保険のサービスを使うにはどうすればいいの？

介護保険料はいくら払えばいいの？

武蔵野市の介護保険第8期事業期間
(令和3年4月～令和6年3月)のポイント

- 1 武蔵野市の介護保険の特徴 → 3ページ
- 2 介護保険サービスを利用するには？ → 4ページ
- 3 介護保険料基準額(平均額)が据え置かれました → 5ページ
- 4 介護サービス利用時の自己負担割合について → 8ページ
- 5 住み慣れた地域で安心して生活を継続できるまちづくりを目指します → 10ページ
- 6 武蔵野市独自の福祉サービスをさらに充実します → 12ページ

令和3年6月
武蔵野市

介護保険は社会全体で支え合う社会保険制度です

●介護保険制度は、65歳以上の方(第1号被保険者)および医療保険に加入している40歳～64歳の方(第2号被保険者)が保険料を支払い、介護が必要になったときにサービスを利用するという社会保険制度です。加齢に伴い介護を必要とする状態になっても、個人の尊厳を保持し、ご自身のもてる力を活用して、ご自身の意思で主体的に生活ができるよう支援することを目的としています。



●また、介護保険法は、「要介護状態となることをご自身で予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める」とともに、要介護状態となった場合においても、「進んでリハビリテーションなど適切な保健医療や福祉サービスを利用することによって、ご自身のもてる力の維持向上を図るよう努力する」と定めています。

●介護保険事業は、これらの理念を達成するために、3年ごとに施設整備計画の見直しや介護保険料の改定などを行うことになっています。武蔵野市は、令和3年4月からスタートした第8期介護保険事業計画期間において、第7期と同様に「国の制度見直しに伴う課題・問題点を把握したうえで、武蔵野市として地域の実情に応じた円滑な制度改正への対応とサービス水準の維持・向上を目指す」ことを「基本的対応方針」とし、いわゆる団塊世代が後期高齢期を迎える、2025年を含む第9期介護保険事業計画を見据えた施策の拡充、災害や感染症への対策に取り組んでまいります。

いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、中・重度の要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市における地域共生社会を実現していきます。そのため、高齢者の自立支援と重度化防止へ向けた医療と介護の連携、高齢者の生活を支える人材の確保と育成について重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

武蔵野市ならではの 「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を進めます

【2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”】

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

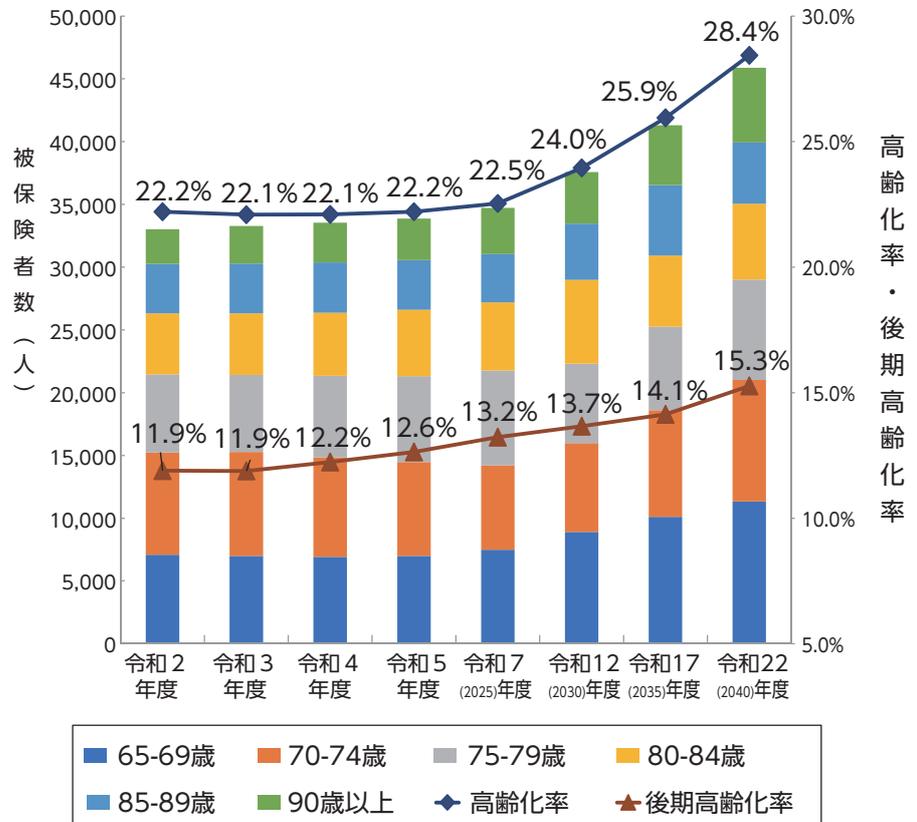
自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

1 武蔵野市の介護保険の特徴

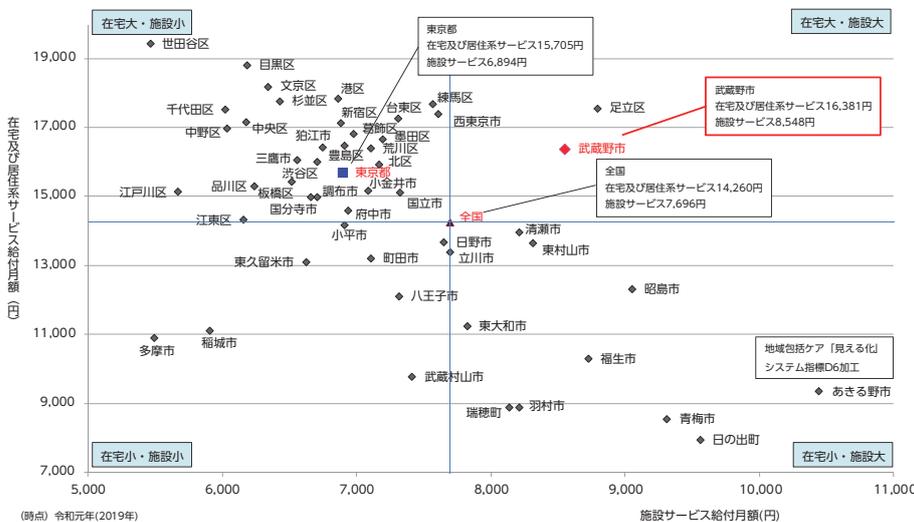
認定率(被保険者に占める認定者の割合)をみると、65歳以上の方の5人に1人(19.6%)、75歳以上の3人に1人(33.4%)が要介護(要支援)認定を受けています。

- 令和2年10月時点で高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は22.2%(4.5人に1人)、後期高齢化率(人口に占める75歳以上の割合)は11.9%(8.4人に1人)です。
- 令和7(2025)年には団塊世代が後期高齢者となるため、後期高齢化率は13.2%に達し、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には高齢化率が28.4%(3.5人に1人)、後期高齢化率が15.3%(6.5人に1人)にまで増加する見込みです。
- これに伴い、要介護(要支援)認定者数も増加する見込みとなることから、これに備えるために武蔵野市ではまちぐるみの支え合いの仕組みづくりを強化します。



在宅及び居住系サービス・施設サービスの利用率・給付額がともに全国・東京都平均を上回っています

65歳以上1人当たり在宅サービス・施設サービス費用月額(都内市区町村比較)(令和元年度)



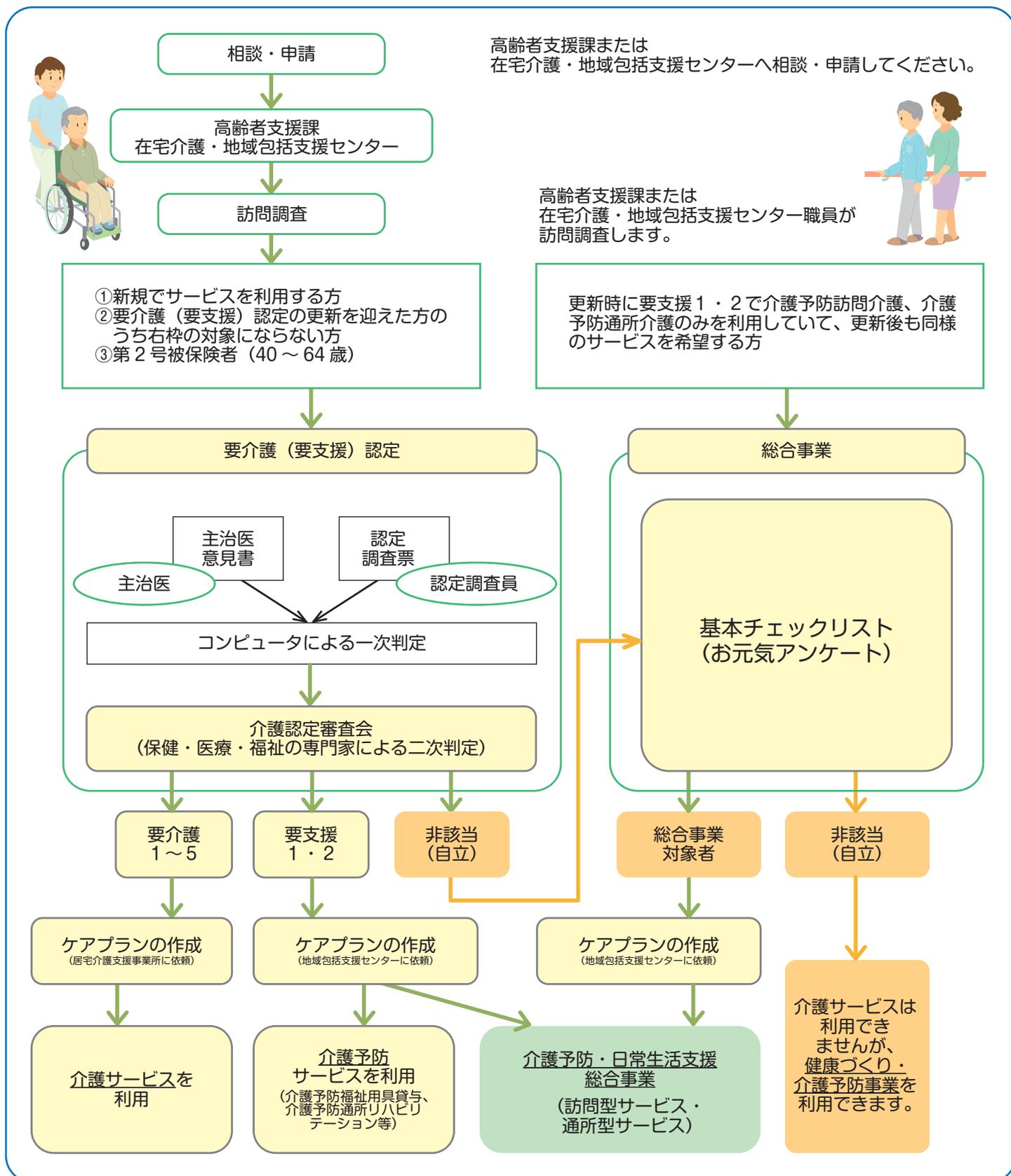
武蔵野市は、在宅及び居住系サービス・施設サービス共に全国平均を上回る「在宅大・施設大」のエリアに位置します。「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」推進のため在宅重視の施策を推進してきた成果と共に、これまでの施設整備によって施設サービスが充実していることを示しています。在宅及び居住系サービス・施設サービス共に利用が活発であることが武蔵野市の特徴です。

第8期でも、在宅と施設のバランスに考慮しながら、多機能な中・重度要介護者向けサービスを充実していきます。

(時点) 令和元年(2019年)
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元.2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります

要介護度は、申請者ご本人の心身の状況を中心に、どれくらい「介護の手間」が必要であるかによって判定され、要介護度に応じて、利用できるサービスの内容等が決定されます。要介護（要支援）認定の具体的な流れは、下記のとおりです。

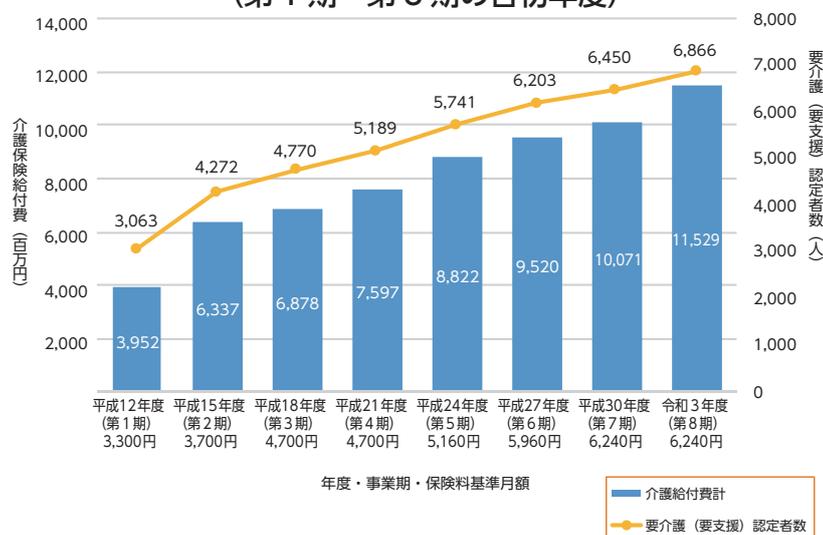


3 介護保険料基準額（平均額）が据え置かれました

介護保険料について

第8期の介護保険料は、制度改正の影響、国からの調整交付金の交付割合の変更などの保険料減少の要因の一方、第8期中の基盤整備による影響、介護報酬改定、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少、及び認定者数の増加に伴う給付費の自然増などの上昇要因が上回り、保険料基準額は6,799円に上昇します（第7期比+559円）。この上昇を抑制するため、介護給付準備基金を7億1,238万1千円取り崩すことにより、第1号被保険者の保険料負担分を可能な限り軽減し、第7期と同額の6,240円に据え置きました。

介護保険給付費と要介護（要支援）認定者数の推移
（第1期～第8期の各初年度）

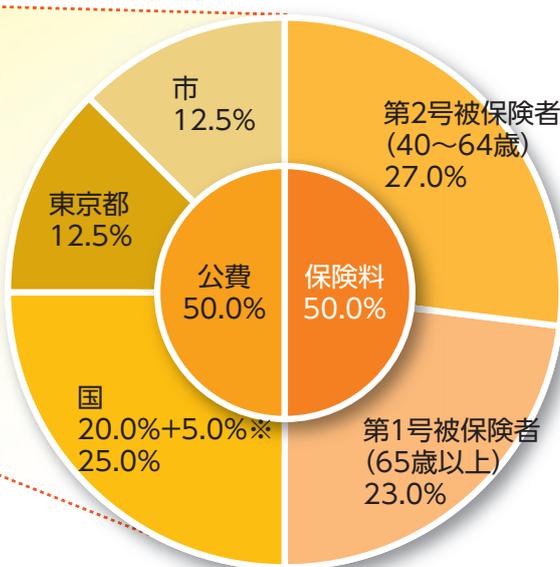
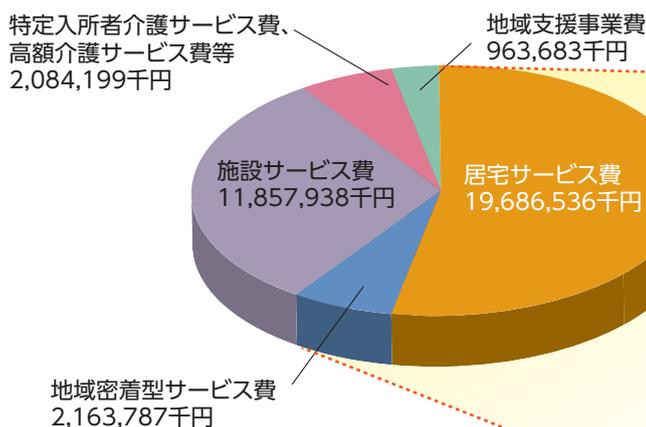


※要支援・要介護認定者数は、平成12年度～平成30年度は3月末時点実績値、令和3年度は10月1日時点推計値

介護保険の財源構成について

第8期介護保険事業（令和3年4月～令和6年3月）

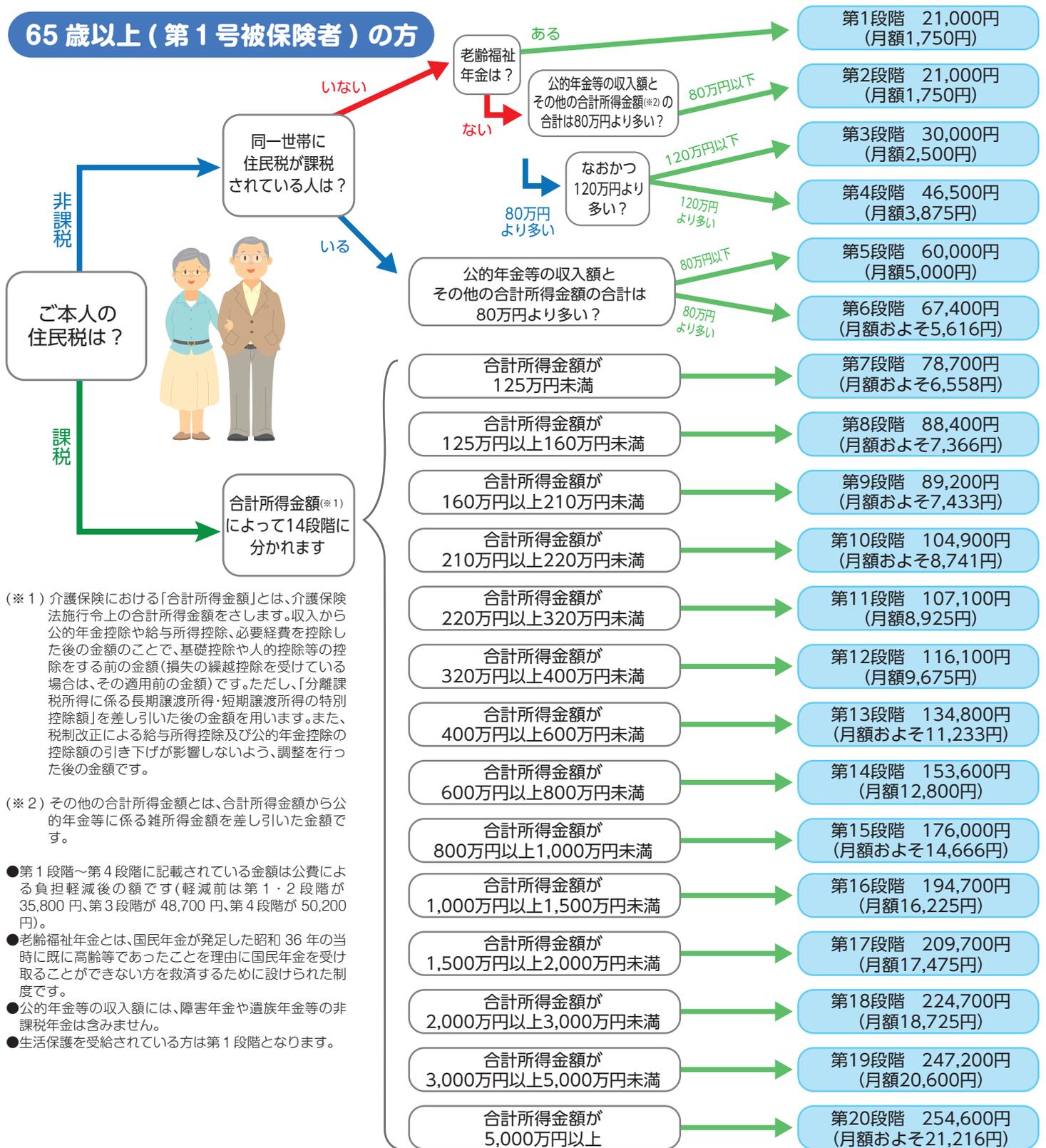
第8期介護保険事業費（令和3～令和5年度）	
介護給付費	35,792,460千円
地域支援事業費	963,683千円
合計	36,756,143千円



- 国負担のうち、5%（※）は普通調整交付金として、各市区町村の後期高齢者人口や所得分布に応じた割合の金額が交付されます。
- 施設サービスや地域支援事業は財源構成の負担割合が一部異なります。

あなたの介護保険料は？

65歳以上（第1号被保険者）の方



(※1) 介護保険における「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額をさします。収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の金額のことで、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額(損失の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額)です。ただし、「分離課税所得に係る長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を差し引いた後の金額を用います。また、税制改正による給与所得控除及び公的年金控除の控除額の引き下げが影響しないよう、調整を行った後の金額です。

(※2) その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得金額を差し引いた金額です。

- 第1段階～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額です(軽減前は第1・2段階が35,800円、第3段階が48,700円、第4段階が50,200円)。
- 老齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられた制度です。
- 公的年金等の収入額には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含みません。
- 生活保護を受給されている方は第1段階となります。

40～64歳（第2号被保険者）の方

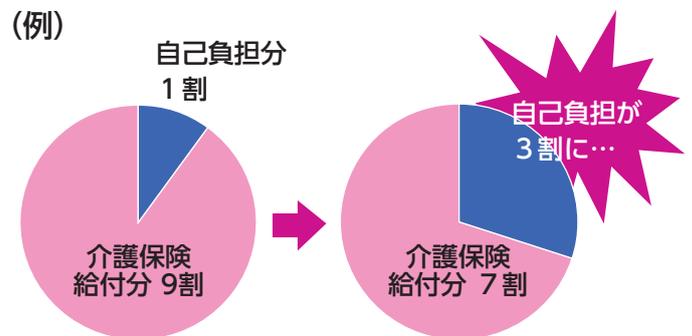
国民健康保険に加入している方	同じ世帯で国民健康保険に加入している40～64歳の方全員の介護納付金と国民健康保険税を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険者が金額を算定し、医療保険の保険料と合わせて給与天引きなどで徴収されます。詳しい保険料の金額については、各医療保険者にお問い合わせください。

保険料を納めないでいると

- **1年以上**……………介護サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により、後で保険給付分の払いもどしを受ける方法(償還払い)になります。*1
- **1年6ヵ月以上**…保険給付分の払いもどしの全部または一部の支払いが差し止められ、滞納保険料に充てられます。
- **2年以上**……………保険料未納期間に応じて一定期間、自己負担割合が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などが受けられなくなります。*2

*1: 保険給付分は、介護サービス利用料の自己負担割合が1割の方は利用料の「9割」、2割の方は「8割」、3割の方は「7割」となります(「保険給付額減額等」の給付制限で4割負担が適用されている方は、「6割」となります)。

*2: 自己負担割合が1割または2割の方は「3割」、3割の方は「4割」に自己負担割合が引き上げられます。



被保険者の負担を抑える対応

①保険料について

- 所得段階区分を第7期と同様の**20段階設定とし、高い累進性を維持**しています。
- **保険料基準月額(6,240円)及びすべての所得段階の年額保険料を、第7期と同額に据え置き**しました。
- 第1段階(生活保護受給者等)と第2段階(住民税非課税世帯で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額の合算が80万円以下)の方の保険料については、第6期からの据え置きとし、**所得の低い方の負担に配慮した保険料設定**としています。
- 第1段階から第4段階(住民税非課税世帯)の方の保険料について、消費税による公費を投入して軽減を行う国の仕組み(令和2年度から完全実施)を継続しています。



②介護保険サービスを利用する所得の低い方の経済的負担軽減を継続します

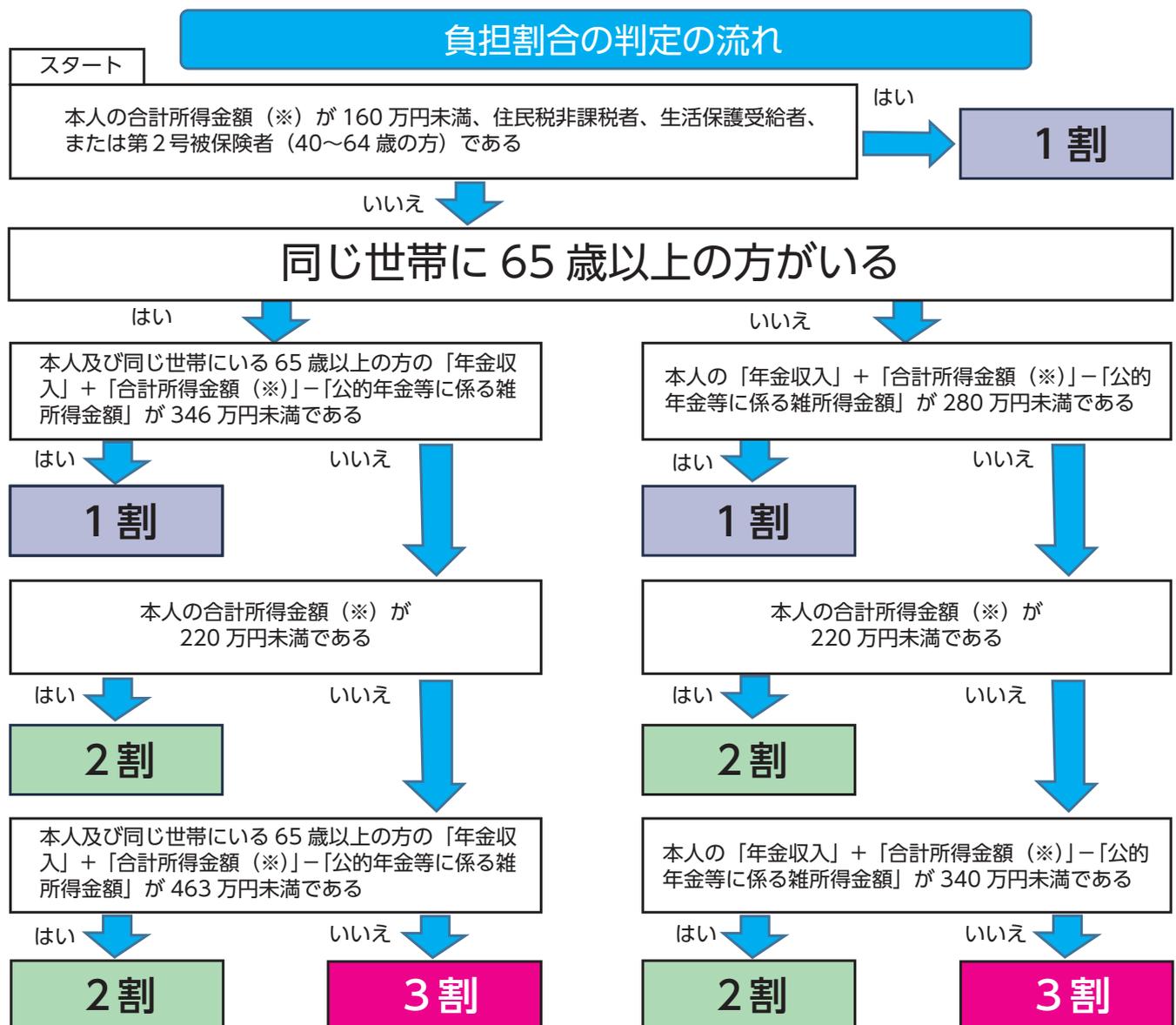
- 武蔵野市では、独自に在宅介護の主要サービスである訪問介護等のサービスを利用されている住民税非課税世帯に属する方の利用料の一部を助成しています(介護保険利用者負担額助成事業)。昨今、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的影響を受けている方や、通所介護やショートステイの利用が困難となり訪問型の介護サービスに切り替えて生活を維持されている方も見られ、引き続き支援が必要と考えられることから、第8期においても、「介護保険利用者負担額助成事業」を継続し、所得の低い方の経済的負担を軽減します。

事業名	介護保険利用者負担額助成事業
対象者	住民税非課税世帯に属し、介護保険料を滞納していない方
対象サービス	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護分のみ)、第1号訪問事業(介護予防・日常生活支援事業)
軽減内容	利用者負担額10%のうち5%分

介護保険の負担割合は前年(1月から7月は前々年)の合計所得金額により判定され、利用したサービスの1割、2割、または3割を負担することになります(詳しくは以下「負担割合の判定の流れ」をご覧ください)。

【負担割合証】

要支援・要介護認定、総合事業対象者確認を受けている全ての方に、ご自身の負担割合が記載されている「介護保険負担割合証」を発行します。負担割合は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得に基づき見直しを行う(見直し後の負担割合証は7月下旬に送付します)ほか、本人または同一世帯の65歳以上の方に所得の更正があった場合や、世帯構成員に変更があった場合にも、見直しを行います。



(※) 介護保険における「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額をさします。収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の金額のことで、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額(損失の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額)です。ただし、「分離課税所得に係る長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を差し引いた後の金額を用います。また、税制改正による給与所得控除及び公的年金控除の控除額の引き下げが影響しないよう、調整を行った後の金額です。

令和3年8月利用分から

● 月々の負担の上限額(高額介護サービス費の基準額)が変わります

高額介護サービス費とは、1か月に利用したサービスにかかる利用者負担額が、所得に応じた上限額(下記に記載)を超えた場合、申請により、超えた分を後日支給する制度です。同じ世帯内に介護保険を利用されている方が複数いる場合は、利用者負担額が合算されます。

令和3年8月利用分より、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、住民税課税世帯の方の上限額が変更されます。

利用者負担の1か月の上限額(高額介護(予防)サービス費の基準

令和3年7月利用分まで

区分	上限額(月額)
住民税課税世帯の方	44,400円
住民税非課税世帯の方	24,600円
○「課税年金収入額」+「合計所得金額」-「公的年金等に係る雑所得金額」が80万円以下の方	個人 15,000円
○老齢福祉年金を受給している方	個人 15,000円
生活保護の被保護者等	個人 15,000円

令和3年8月利用分から

区分	上限額(月額)
課税所得690万円以上の方(年収約1,160万円以上の方)	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満の方(年収約770万円以上約1,160万円未満の方)	93,000円
住民税課税世帯~課税所得380万円未満の方(住民税世帯課税で年収約770万円未満の方)	44,400円
※住民税非課税世帯の方、生活保護の被保護者等について、上限額に変更はありません。	

介護保険施設における食費・居住費の負担限度額が変わります

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)に入所またはショートステイを利用される方で、一定の要件を満たす方については、1日あたりの食費・居住費が助成されます。
- 令和3年8月より、在宅で暮らす方との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、以下のとおり一定以上の収入や預貯金等をお持ちの方の認定要件や負担限度額が変更されます。

① 利用者負担額段階第3段階が2区分に分割されます。

令和3年7月まで	令和3年8月から	
第3段階 住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等※が80万円超	第3段階① 住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等※が80万円超120万円以下	第3段階② 住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等※が120万円超

※年金収入(非課税年金含む)+合計所得金額-公的年金等に係る雑所得金額

② 認定要件である預貯金等の合計額の基準が変更になります。

令和3年7月まで	令和3年8月から	
単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	第2段階	単身 650万円以下、夫婦 1,650万円以下
	第3段階①	単身 550万円以下、夫婦 1,550万円以下
	第3段階②	単身 500万円以下、夫婦 1,500万円以下



③ これまで同一であった施設入所者・ショートステイ利用者の食費の負担限度額が、サービス毎に変更されます。

○ 施設入所

令和3年7月まで		令和3年8月から	
第2段階	390円	第2段階	390円
第3段階	650円	第3段階①	650円
		第3段階②	1,360円

○ ショートステイ

令和3年7月まで		令和3年8月から	
第2段階	390円	第2段階	600円
第3段階	650円	第3段階①	1,000円
		第3段階②	1,300円

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるまちづくりを目指します

① だれもが住み慣れた地域で生活を継続するために

「健康長寿のまち武蔵野」の推進

心身の活力(運動機能や認知機能等)低下や社会参加の機会の減少等によってフレイル(虚弱)になることを防ぎ、健康寿命の延伸を図るために、様々な介護予防事業を実施しています。いわゆる団塊世代が後期高齢期を迎える令和7(2025)年度には、65歳以上人口が34,407人、令和2(2020)年度と比べて4.9%(1,605人)増、75歳以上人口は15.0%(2,627人)増と推計されており、いつまでも健康で生活を継続するために介護予防等に取り組むことが必要となってきます。そうした背景を鑑み、介護予防事業関連部署・団体と連携しながら介護予防の普及啓発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル予防・介護予防の取組みを推進します。



医療ニーズの高い高齢者を支えるための多機能なサービス施設の充実

今後、さらに高まる医療ニーズに対応するため、大規模な土地の確保が困難な武蔵野市の地域特性に合った施設整備を進めていきます。

◆特別養護老人ホームへの武蔵野市独自の多床室等の施設整備補助制度の検討

現在の特別養護老人ホームの整備補助制度はユニット型個室の整備に重点化されていますが、ユニット型個室の利用料は多床室等の利用料に比べて経済的に高負担となる傾向にあります。そのため、所得の低い方でも利用できるよう、多床室等を整備する特別養護老人ホームに財政的支援を行います。

◆武蔵野市独自の福祉インフラ整備にかかる補助制度の検討

都が行う事業を参考に、武蔵野市が所有する未利用の土地を活用し、看護小規模多機能型居宅介護等を整備する際に、貸付料について、路線価等により算定された額から減額する制度を創設します。

◆小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を新たに開設する事業者への運営費等の支援の検討

小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、開設当初は十分な利用者が見込めず運営が安定しない場合が多いため、新規開設から一定期間、事業者へ運営費などの支援を行います。



② 高齢者を支える人材の確保・育成

介護人材の発掘と定着支援

武蔵野市は、介護人材の確保を、2025 年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を実現するための最大の課題であると認識しています。

介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として、令和 2 (2020) 年度から実施した「介護職・看護職 Re スタート支援金事業」を継続し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行います。

令和 2 年 8 月から開始！ 武蔵野市介護職・看護職 Re スタート支援金

対象 いずれにも該当すること

- ・武蔵野市内の介護施設等に就職し、継続して 6 か月以上の勤務が見込まれる常勤職員であること
- ・就職した日から過去 3 か月以内に介護施設等に在籍していないこと
- ・介護施設等の運営法人に直接雇用されていること

武蔵野市地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の拡充

平成30(2018)年12月1日に開設した「地域包括ケア人材育成センター」において、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の 4 つの事業について、一体的な実施を継続していきます。さらに、オンラインによる研修、SNSを活用した広報、医療的ケアに従事する介護職員の養成など総合的な介護人材の確保、育成事業を拡充します。

武蔵野市 地域包括ケア

人材育成センター

介護人材・福祉人材の養成、質の向上、相談受付、情報提供、事業所・団体支援までも一体的に行う、総合的な人材養成育成機関です。



※地域包括ケア人材育成センター・ホームページを加工。

6

武蔵野市独自の福祉サービスをさらに充実します

テンミリオンハウス

地域住民等が運営する小規模で家庭的な施設で、地域での見守りや社会とのつながりが必要な方の生活を支えています。週5～6日、昼食や趣味活動(体操・コーラス・絵手紙・健康麻雀など)のミニデイサービスのほか、ショートステイや世代間交流など施設ごとに特色ある事業を展開しています。

施設名	住所	電話
①川路さんち	西久保 1-34-2	55-6239
②月見路	吉祥寺北町 1-11-7	20-8398
③関三倶楽部	関前 3-37-24(1階)	56-9047
④そ~らの家	吉祥寺南町 5-6-16	71-3336
⑤きんもくせい	境 4-10-4	50-2611
⑥花時計	境南町 2-25-3	32-8323
⑦くるみの木	中町 3-25-17	38-7552
⑧ふらっと・きたまち	吉祥寺北町 5-7-9	56-8537

いきいきサロン

個人宅・団地集会室などで、週1回2時間程度、介護予防のための健康体操や様々なプログラムを実施する、地域住民等が運営する通いの場です。



No	サロン名	住所	曜日・時間	独自の活動内容	運営団体
①	吉祥寺ささえあいビレッジ	吉祥寺東町 1-11-20 鴨下ビル3階	金曜日 10:00～12:00	脳トレ、音楽、手話等	NPO 法人ささえあいビレッジ ☎03-5433-5093
②	公園口サロン	吉祥寺南町 3-1-20	火曜日 9:30～12:30	卓球、ラジオ体操第一、ストレッチ等	七つ星の会 ☎090-8308-1796
③	御殿山サロン	御殿山 2-10-9 介護付有料老人ホームアライブ 武蔵野御殿山	火・水曜日 9:30～10:30 11:00～12:00	講演、合唱、ゲーム等	むらさきの会 ☎0422-43-6125
④	すこやかサロン	吉祥寺本町 2-23-7 古屋学園学生会館	土曜日 10:00～12:00	脳トレ	NPO 法人武蔵野すこやか ☎0422-53-5436
⑤	歌声サロンサウンズラボ	吉祥寺本町 4-23-16	金曜日 10:00～12:00	合唱等	LABOの会 ☎0422-21-1448
⑥	北町サロン	吉祥寺北町 2-9-2 吉祥寺ホーム集会室	月曜日 13:00～13:45 14:00～14:45	脳トレ、音楽、講演会等	北町サロンの会 ☎0422-22-8363
⑦	サロン扶桑通り	吉祥寺北町 4-1-26 都営吉祥寺北町四丁目 第3アパート集会所	木曜日 10:00～12:00	自立生活体操、脳トレ等	サロン扶桑通りの会 ☎0422-54-4463 090-4411-5463
⑧	サンサンサロン西久保	西久保 3-10 都営西久保三丁目アパート集会所	金曜日 10:00～12:00	昔遊び、歌、ゲーム、カレンダー作成等	三丁目サロンの会 ☎0422-53-3574
⑨	まきばサロン	西久保 3-12-8	火曜日 13:30～14:30	脳トレ等	まきばサロンの会 ☎0422-54-6455
⑩	いちょうなみ木サロン	緑町 2-6 都営緑町二丁目第3アパート 第二集会所	水曜日 12:30～14:30	輪投げ、ポッチャ、お手玉等	いちょうなみ木サロンの会 ☎0422-52-2954
⑪	なのはなサロン	関前 2-16-5 特別養護老人ホーム武蔵野館	日曜日 10:30～12:30	座ってフラダンス、ゲームスポーツ、音楽	関前なのはな会 ☎070-2188-7935
⑫	ルンルンサロン	関前 4-17-3 シュロス武蔵野	土曜日 14:00～16:00	朗読、折紙、ペーパークラフト等	NPO 法人 DANKAI プロジェクト ☎090-2493-1116
⑬	どんぐり広場	境 1-2-4 タウンコート武蔵野101	金曜日 14:00～16:00	健康相談等	どんぐり友の会 ☎0422-38-4944
⑭	マルセサロン	境 1-16-18 ココファン武蔵境1階食堂	木曜日 14:00～16:00	朗読、脳トレ、ぬりえ等	はなみずき ☎0422-51-3758
⑮	サロン弐番館	境 2-4-22 グランタ武蔵野弐番館	水曜日 14:00～16:00	歌、ふまねっと等	きすなの会 ☎0422-54-7587
⑯	五丁目クラブ	境 5-28-4 都営境五丁目アパート集会所	木曜日 13:00～15:00	カラオケ等	五丁目クラブの会 ☎0422-51-5589 080-2032-3678
⑰	iki なまちかど保健室	桜堤 2-7-23 ウェルキースA	水曜日 10:00～14:30	脳トレ、健康講座、手話 ソング、コグニサイズ等	榊みゆうちゅある ☎0422-52-3111
⑱	駅前 de スマホ	境南町 2-8-19 シルバーシティ武蔵境	月曜日 14:00～16:00	養生気功、スマホ入門講座等	駅前 de スマホ ☎090-4541-6236
⑲	日高サロン	境南町 3-1-10 日高荘	水曜日 13:30～15:30	脳トレ、音楽療法、 DVD コーラス等	日高の会 ☎0422-53-5937 0422-31-3824
⑳	Gs ガーデン	境南町 3-25-4 ぐっどういる境南屋上・山桃	木曜日 10:00～12:00	脳トレ、屋上の畑や花壇 の維持管理等	Gs ガーデングループ ☎0422-31-9656

*開催日時、利用料金、内容詳細等は各サロンにお問い合わせください(定員等が決まっているサロンもあるため、ご参加いただけないこともあります)。

レモンキャブ

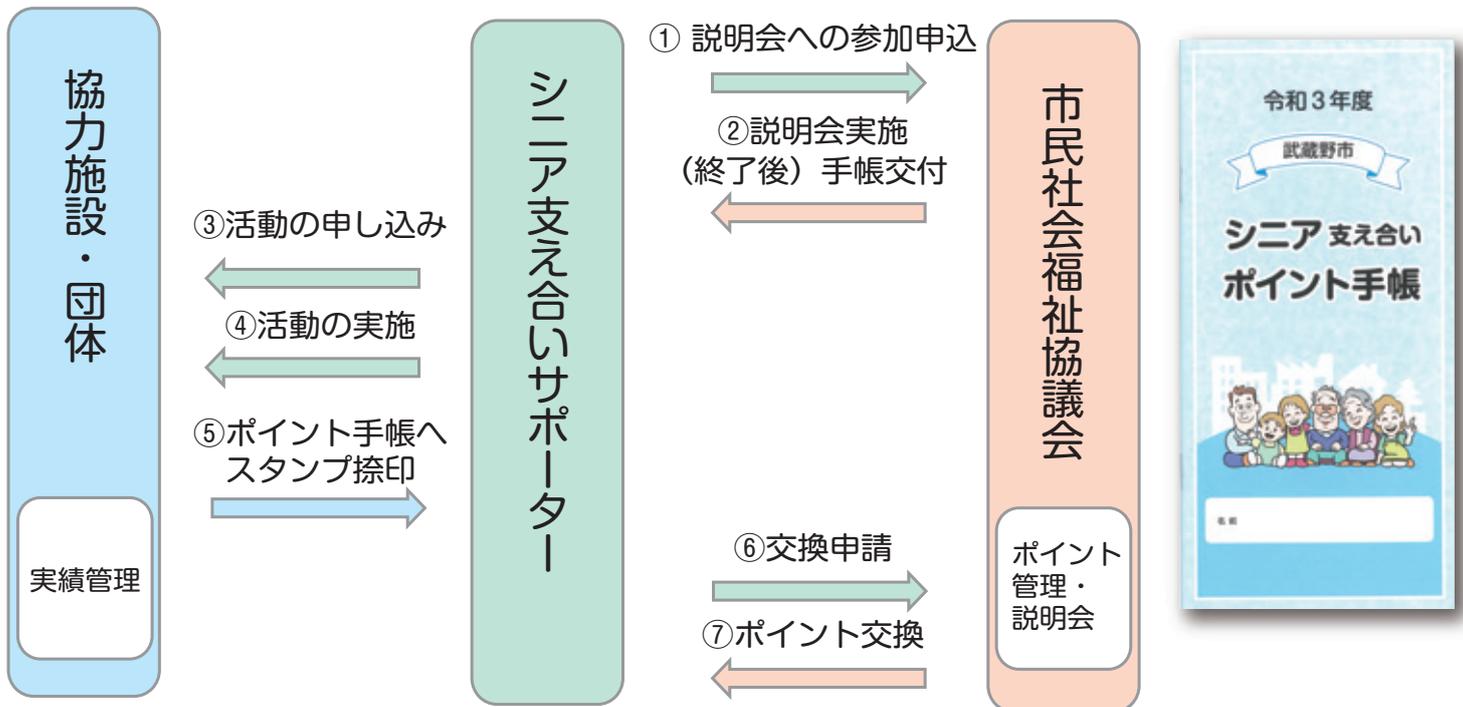
一人でバスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の外出を支援するための移送サービス事業です。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、地域を支えるサービスを提供しています。



シニア支え合いポイント制度

65歳以上の市民の介護予防、健康寿命の延伸、社会参加・社会貢献活動への参加の促進を目的に、市と協定を結んだ高齢者福祉施設などで行った活動に対してポイントを付与し、獲得ポイント数に応じて、ギフト券(QUOカード・図書カード・市内産野菜等引換券・人間ドック利用助成券・こども商品券)や寄付に交換する制度です。

制度の流れ



不老体操

市内公衆浴場やコミュニティセンターなどを会場として、高齢者向けの体操を実施しています。市内にお住いの60歳以上の方で、会場への往復、体操、入浴(公衆浴場では体操後無料で入浴ができます)などがご自分でできる方が対象です。

高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の高齢者の在宅生活の継続を支援するため、疾病などの緊急時に身体介護、家事援助の支援を行います。

- 次の①～③すべてを満たす方がご利用いただけます。
 - サービスの提供は、1週あたり4時間まで、2週間以内
 - 利用料は30分250円
- ① おおむね65歳以上の市民
 - ② ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
 - ③ 本人の急病などで一時的に支援が必要
- ※介護保険サービスを利用している（できる）方は除く



高齢者安心コール事業

主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否確認を目的として、専門職が週1回、決まった曜日・時間帯にお電話をして、お体や暮らしに変わったこと・困ったことがないか、お伺いします。

武蔵野市内でひとり暮らしをしている高齢者の方に、毎週、専門職がお体や暮らしに困ったことや変わったことがないか、電話でお伺いするサービスです。

利用料：500円／月



毎週 決まった曜日・時間帯
にお電話します

家族と離れて暮らしていて不安な方
定期的な通院・服薬等が心配な方など

以下の条件を満たす方が
お使いいただけます

- ・武蔵野市内在住
- ・ひとり暮らし
- ・65歳以上
(生活保護世帯の方は除く)



専門職がお電話します

- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・看護師 など

認知症相談

認知症のお困りごとについて、経験豊富な専門相談員が「面談」または「電話」でご相談に応じます。予約制で毎月3回実施しています。認知症について、わからないこと、不安なこと、何でもお気軽にご相談ください。ご予約は、高齢者支援課相談支援係（☎60-1846）まで。



福祉総合相談窓口

8050問題など、複雑化・多様化している最近の市民の支援ニーズに対応するため、令和3年4月1日より生活福祉課に福祉総合相談窓口を開設、福祉相談コーディネーターを配置しました。福祉に関する事で、どこに相談すればよいのかわからない、生活の不安や困りごとなどの相談を受け付けています。

※相談方法

窓口：生活福祉課(市役所東棟2階) 訪問による相談もできます。 ☎60-1254

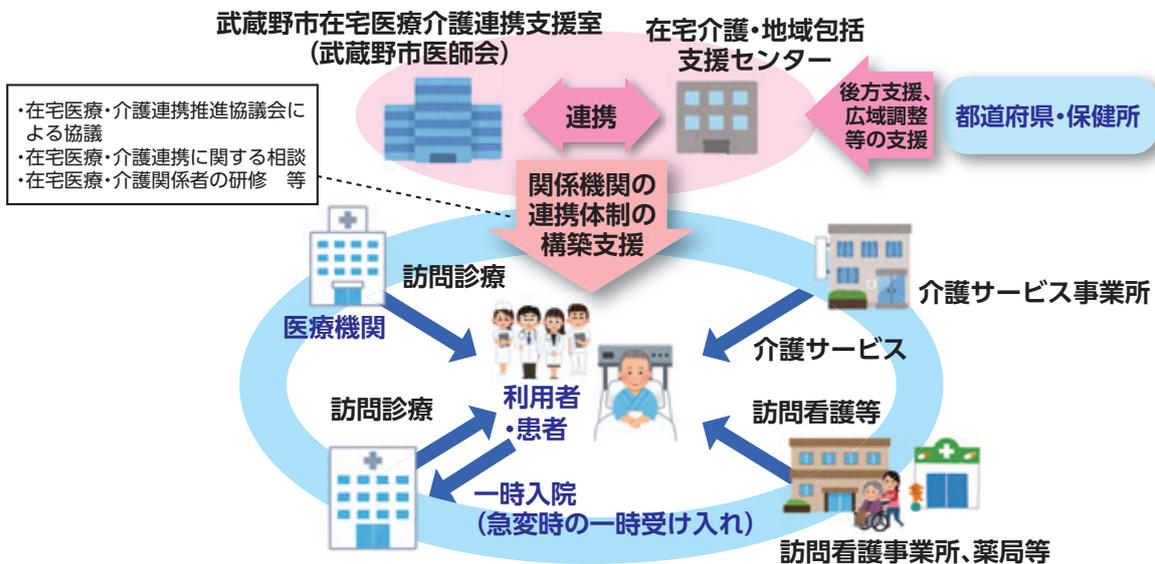
相談日・時間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時まで

在宅医療と介護連携の強化

高齢化が進み、医療と介護の両方のサービスを必要とする方が増えています。

疾病があっても、自宅などの住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けることができるようにするためには、医療と介護両方の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療や介護サービスを提供することが求められます。

武蔵野市では、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の在宅生活を支えるために、医療と介護の連携を強化していきます。



高齢者福祉・介護保険関係の発行物のご紹介

高齢者福祉のサービスについて知りたい

○高齢者サービスの手引き「い・き・い・き」



高齢者の方々が安心して暮らせるために、市はもとより関係機関が行っている高齢者福祉・医療サービスや介護保険制度の内容やご利用方法などをわかりやすく1冊にまとめたものです。

発行・作成	武蔵野市
配布場所	市役所本庁舎高齢者支援課、市政センター、在宅介護・地域包括支援センター ※市HPからもダウンロードできます。
改訂	年1回(毎年6月頃)改訂版発行

武蔵野市の介護保険事業計画についてもっと知りたい

○武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画<令和3～5年度>



(本書及び概要版) 令和3年度から3年間の高齢者に関する保険福祉事業及び介護保険事業についての具体的な個別施策、目標及び介護サービスの見込み量等を定め老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しています。

発行・作成	武蔵野市
配布場所	市役所本庁舎高齢者支援課、各図書館、市政センター、(コミュニティセンターでも閲覧可) ※市HPからもダウンロードできます。
改訂	3年に1度発行

その他の市刊行物

■武蔵野市介護サービス事業者リスト

■介護保険料の手引き 第8期 令和3～5年度

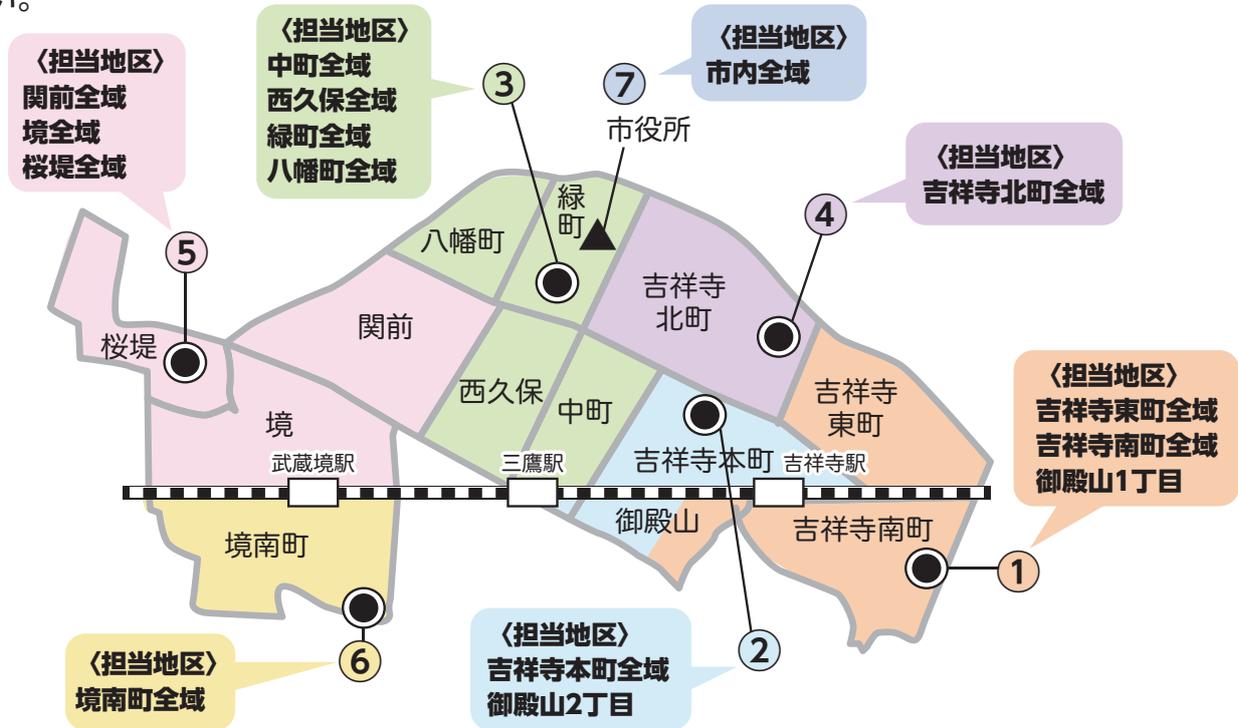
■正しく知って利用しよう 介護保険(令和3年2月版)

■みんなで知ろう認知症

相談窓口

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域に根ざした総合相談窓口として、在宅介護・地域包括支援センターを設置しています。

高齢者に関するお悩みやお困りごとは、お住まいの地域の在宅介護・地域包括支援センターへご相談ください。



施設名称	住所・電話番号	窓口時間
① ゆとりえ 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 武蔵野)	吉祥寺南町 4丁目 25番 5号 ☎ 72 - 0313	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は「特別養護老人ホームゆとりえ」に転送され電話相談になります。
② 吉祥寺本町 在宅介護・地域包括支援センター (特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会)	吉祥寺本町 4丁目 20番 13号 ☎ 23 - 1213	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
③ 高齢者総合センター 在宅介護・地域包括支援センター (公益財団法人 武蔵野市福祉公社)	緑町 2丁目 4番 1号 ☎ 51 - 1974	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
④ 吉祥寺ナーシングホーム 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 至誠学舎東京)	吉祥寺北町 2丁目 9番 2号 ☎ 20 - 0847	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は「特別養護老人ホーム吉祥寺ナーシングホーム」に転送され電話相談になります。
⑤ 桜堤ケアハウス 在宅介護・地域包括支援センター (社会福祉法人 武蔵野)	桜堤 1丁目 9番 9号 ☎ 36 - 5133	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は「特別養護老人ホームゆとりえ」に転送され電話相談になります。
⑥ 武蔵野赤十字 在宅介護・地域包括支援センター (日本赤十字社 東京都支部)	境南町 1丁目 26番 1号 ☎ 32 - 3155	・月曜日～土曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 上記時間外は携帯電話に転送され電話相談になります。
⑦ 武蔵野市 地域包括支援センター(基幹型)	緑町 2丁目 2番 28号(市役所内) ☎ 60 - 1947	・月曜日～金曜日 ・午前 8 時 30 分～午後 5 時

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
FAX 0422-51-9218
e-mail sec-kourei@city.musashino.lg.jp

内容	高齢者福祉及び介護保険制度に関すること	相談窓口	電話番号
問い合わせ	市の高齢者サービスに関すること	相談支援係	☎ 60-1846
	介護保険サービスの利用やサービス提供事業者に関すること	介護保険係 (介護サービス担当)	☎ 60-1925
	要介護(要支援)認定に関すること	介護認定係	☎ 60-1866
	介護保険料、介護保険サービス利用料等に関すること	介護保険係	☎ 60-1845
	上記以外に関すること	管理係	☎ 60-1940